指定介護老人福祉施設等への特例入所等に関する取扱について

○　趣旨

　指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）については，施設への入所の必要性の高い者の優先的な入所に努めるよう，高知市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第21号）第11条第2項及び高知市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第20号）第156条第２項で義務づけられているところであるが，平成27年４月１日施行介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第21項の改正及びそれに伴う介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により，平成27年４月１日以降の施設への入所対象者が原則要介護３以上である者に限定される一方で，居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護１又は２の者の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められるとされたことに伴い，入所決定過程の透明性及び公平性を確保するために，要介護１又は２の者の特例入所等に関する取扱を定めるものである。

○　特例入所判定対象者の選定

　施設への特例入所にあたっては，当該入所の判定対象となる者（以下「特例入所判定対象者」という。）を選定すること。また，特例入所判定対象者は，介護保険法に定める介護認定審査会において要介護１又は２と認定された者のうち，居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある者で次に掲げるものに該当する者とする。

⑴　認知症である者で，日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

⑵　知的障害又は精神障害等を伴う者であって，日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

⑶　家族等による深刻な虐待が疑われること等により，心身の安全・安心の確保が困難であること

⑷　単身世帯である，同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず，かつ，地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

○　特例入所判定対象者の申込み等手続き

⑴　要介護１又は２の者で施設への入所希望者は，各施設で定める入所申込書により入所申込みを行うこと。

⑵　施設は，入所申込書に，特例入所の要件を具体的に記載した上で，その内容を申込者に丁寧に説明し，申込者側に特例入所の要件への該当に関する申込者側の考えを記載してもらうこと。

（記載例）

要介護１又は要介護２の方が入所するためには，下記のいずれかに該当することが必要です。ご自身の判断で該当すると思われる項目に印を付けてください。

　　□　認知症である者で，日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる

　　□　知的障害又は精神障害等を伴う者であって，日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる

　　□　家族等による深刻な虐待が疑われること等により，心身の安全・安心の確保が困難である

　　□　単身世帯である，同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず，かつ，地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

⑶　入所申込みに際し，施設以外での生活が困難である事情について，入所申込書等に記載させること。

⑷　施設において特例入所判定対象者の要件に該当するか判断を行うこと。

⑸　特例入所判定対象者に該当するか否かの結果について，入所判定委員会へ諮る前に高知市へ報告すること。また，当該可否について，事業所内で判断ができない場合等は，適宜高知市に意見を求めること。

⑹　意見の求めを受けた場合，高知市は施設に対し，地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制に関する状況や，担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ，適宜意見を表明できるものとする。

⑺　意見の求め及び表明方法並びに頻度等については，市長が別に定めるものとする。

○　退所を検討する基準

　入所者は，次に掲げる入所者の心身の状況や退所後に置かれる環境等を十分に検討した上で施設を退所すること。またその場合，施設は退所における必要な援助を行うこと。

⑴　退所の基準

①　要介護認定において，自立若しくは要支援，要介護１又は２と認定された場合

　　　②　入所者及び家族等から，退所の希望がある場合

　　　③　3ヶ月を超えると見込まれる入院が必要となった場合

　　　④　感染力の強い感染症に羅患した場合や医学的管理の必要性が増大し，施設での介護や集団生活が困難と認められる場合

⑵　退所の判断

　　　施設は，要介護度の改善等があった場合，在宅復帰等について相談できることとし，退所の判断に際しては，入所者や家族等の意向を十分に尊重すること。また，入所者の心身の機能や健康状態の安全性を検証するとともに，退所後の在宅における介護力や介護環境，あるいは地域における保健医療サービス及び居宅サービス体制等を十分に確認すること。

⑶　退所に向けた支援

施設は，円滑な退所に向けて，事前に介護者に対して必要な介護技術等のアドバイスを行うとともに，入所者及び介護者等への精神的ケアを行うこと。また，退所者が施設以外への入所を希望する場合は，施設等の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行うこと。

⑷　退所後の支援

施設は，退所に際しては，入所者又は家族等の同意を得たうえで，居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに，その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めることにより，退所者に対する適切な支援を行うこと。

○　留意事項

⑴　経過措置等

　　　平成27年３月31日以前から施設に入所している要介護者については，同年４月１日以降に要介護１又は２に変更となった後も引き続き当該施設に入所することが可能である。

　　　また，平成27年４月1日以降に入所した者が要介護１又は２に変更になった場合は，その変更になった入所者が特例入所判定対象者に該当すると認められる場合には，特例的に入所が認められる。

⑵　特例入所判定対象者として認められた者は，例外的に施設への入所申込ができるということであり，実際の入所の判定に当たっては，要介護３以上の他の入所申込者と同じ審査基準で判断すること。また，特例入所の判断主体は現行と同様とし，入所申込者の状況等を十分に勘案した上で，各施設が特例入所の判断を行うこと。